

第2回 地域連携推進会議

日時：令和8年3月14日(土)10時～

場所：福音会法人本部1階

会議次第

時間	内容	
10:00	開会	司会 サービス管理責任者 青木紀子
)	理事長挨拶	理事長 青木繁昌
	参加者紹介	
	報告	① 施設と地域との連携について ② 業務継続計画の策定状況について ③ 利用者の権利擁護について
	感想・質疑	報告についてご意見を伺う。 法人やグループホームに望む事などを伺う。
12:00	閉会	

1. 施設と地域との連携について

● 共同生活援助(グループホーム)とは

- ・ 障害のある方が生活する場所です。
(障害程度区分1~6の方が利用中)
- ・ ご利用者は日中、仕事や他の障害福祉サービスを利用するなど、それぞれの活動をします。
- ・ 世話人、生活支援員がご利用者の支援を行います。
 - 基本的な生活に係る支援
 - 日中活動に係る支援
 - 余暇支援
 - 社会生活に係る支援 など。
- ・ 世話人は主に朝、夕の食事時間帯を支援します。
- ・ 夜間の支援は入っていません。
- ・ 関係機関と連携します。
 - 日中事業所と足並みを揃えて支援できるように、情報共有をしています。
 - 日中事業所の様子伺いをして、医療機関の受診時には日中の様子を医師に伝えます。
 - 相談支援専門員やケアマネージャーと連携して、ご本人の不安や悩みの解決に努めています。

● 日中活動の場

一般就労 3名

(須賀川市内スーパー・鏡石町スーパー・須賀川市内畳店)

生活介護 7名

(須賀川市内3ヶ所・石川町1ヶ所)

就労継続支援B型 6名

(須賀川市内2ヶ所)

介護デイサービス 2名

(須賀川市内2ヶ所)

● その他利用しているサービス

- ・ 地域生活支援事業
移動支援 余暇ヘルパー
- ・ 居宅介護支援事業
通院介助 通院同行ヘルパー

● グループホームと地域移行

* 地域からGHに移行してくるケース

* GHから自宅、一人暮らし、介護入所施設へ移行する
ケース

3. 利用者の権利擁護について

●虐待防止研修の実施

●事故報告・再発防止策の報告

1.誤薬

状況と対応：

ご利用者が自分で薬を準備していた。世話人は服薬後の確認をしていた。朝、出所後に空の薬袋を確認したところ、朝食後の薬ではなく寝る前の薬が空になっていた。

本人、朝の薬と寝る前の薬を間違えて服薬し、気づかずに出所。世話人はサビ管に報告。本人が体調に異変なく過ごした事を確認した。

原因：

薬の準備を本人に任せて、世話人は服薬後しか見ていなかった。

再発防止策：

本人が薬を手にした時に支援者が一緒に確認する。
お薬カレンダー等を活用してみる。

その後の経過：

支援者が服薬前に日付の確認をするように周知をしたが、調理片付け作業に追われる時間帯で、徹底する事が難しかった。
本人も薬の日付が違う事に気付かなかった時があった。

再発防止のための改善策：

お薬カレンダーを使用する。本人と支援者が一緒にカレンダーにセットして、朝、夕、寝る前の薬を本人が分かりやすくする。
カレンダーから取った薬が正しいか、支援者が確認する。

改善策の実践状況：

お薬カレンダーを利用してから、誤薬は無い。

報告についてご意見
法人やグループホームに望む事

令和7年度 第2回地域連携推進会議議事録

日時 令和8年3月14日(土) 10:00~12:00

場所 福音会法人本部1階

出席者 ご利用者 1名

保護者 1名

社会福祉士 1名

コーポラスいちの 青木理事長・サビ管青木・世話人支援員 中山・根本

1、開会・挨拶

青木理事長より、開会のあいさつがあった。

2、自己紹介

出席者全員で自己紹介を行った。

3、議題に沿って サビ管から説明

① 施設と地域との連携について

・共同生活援助コーポラスいちの説明で、夜間に人員を配置していない事について夜間警備(アルソック)を契約している事を説明。

・地域移行の状況として、最近地域からGHに入所するケースは現在の生活の場所に不安を抱えているケースが多い。

GHから地域に移行する場合についてはGHが看取りの場ではないので、次の住みかを決める時には関係機関・家族と会議をし、ご本人の意向を確認して進める。

② 業務継続計画の策定状況について

・感染症発生時における業務継続計画、自然災害発生時における業務継続計画それぞれについて説明。

③ 利用者の権利擁護について

・虐待防止のための指針・身体拘束等の適正化のための指針を紹介。

・事故報告の事例をあげて、再発防止策を報告。

4、感想・質疑

質問1：GHは障害支援区分が無い方でも入所できるのか。

回答：入所はできる。区分が無くてもサービス受給者証があれば申請できる。

現在の入所者では1名の方が区分なしの状態、障害支援区分が無かった時代に理由があって入所した方がいる。市町村によって認定調査の対応が違う。現在、9か所の市町村から入所している。

質問2：感染症発生時における業務継続計画について、指定権者への報告の基準はどうなっているのか。

回答：事業所全体の利用者数、または職員を含めた人数において、感染者数が一定数超えると県中保健事務所に事故報告を提出する事になっている。又は感染症によって重篤患者が発生し、施設長が報告を必要と判断した場合。

意見1：権利擁護の部分で、本人の能力を生かしながら事故無く支援するのが難しいと思う。誤薬について、お薬カレンダーは効果的だと思う。

意見2：虐待について、本人のこれまでの経緯で「ちゃん付け」になっている人もいるが、社会的にも問題になっているので配慮しなくてはいけない。

意見3：感染症発生時における業務継続計画の中に過重労働・メンタルヘルスの対応について明記されていて良い。きちんと計画に落とし込んである。

意見4：成年後見人が必要となりそうな利用者がある事について、須賀川市には成年後見支援の相談機関がある。

法人後見人をつける事も視野に入れてみると良いと思う。

意見5：事業所での金銭管理はとても負担が重いので、今後の課題だと思う。

5、閉会

青木理事長より、御礼。

閉会の挨拶。